

第48回定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意は
ございません。あらかじめご了承いただきますよう
お願い申し上げます。

○目次	
第48回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使に際してのご注意事項	3
第48回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内	7

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役9名選任の件	11
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類	41
連結計算書類に係る監査報告書	44
計算書類	48
監査報告書	51

株主総会会場ご案内図

証券コード 8881
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
株式会社日神グループホールディングス
代表取締役社長 堤 幸 芳

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

第48回定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日の株主総会会場へのご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。また、本総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、動画をインターネット上で配信いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin-hd.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に対するご協力をお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

[株主様へのお願い]

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず、ご来場を見合わせいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使を強く推奨いたします。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、乳幼児同伴の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたしますとともに、書面又は電磁的方法（インターネット等）での議決権の事前行使を強く推奨いたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場いただく場合はマスク着用等の感染予防を講じていただきますようお願い申し上げます。

[当社の対応について]

- ・受付に際し、体温測定を実施させていただく場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合、入場制限をさせていただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは、当日の体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・当社役員もマスクを着用させていただく場合がございます。
- ・会場各所にアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・感染リスクを最小限にするため、株主様のお座席は例年より間隔を空けて配置いたします。
- ・手渡しによる感染を防止するため、お土産の配布はいたしません。

議決権行使に際してのご注意事項

■事前の議決権行使方法について

- 書面（郵送）及び電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、プレミアム優待倶楽部による電子議決権行使及びみずほ信託銀行の議決権行使サイトによる電子議決権行使の両方で行使をされた場合、みずほ信託銀行の議決権行使サイトによる電子議決権行使結果を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）での議決権行使に際して発生する諸費用は、株主様ご自身のご負担となりますので、ご了承ください。

書面での行使結果

<

プレミアム優待倶楽部

<

みずほ信託銀行

※電子議決権が優先

※事前の議決権行使においては、常にみずほ信託銀行の議決権行使サイトで行使された議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（番号のり）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案、第2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

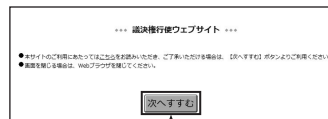
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。



「次へすすむ」をクリック

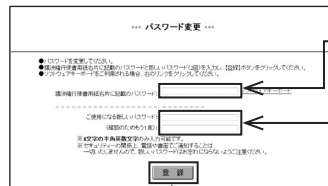
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

プレミアム優待倶楽部による電子議決権行使のご案内

1. 会員登録

以下のURLから「日神グループホールディングス・優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の際は、会員登録をお願いいたします。

URL : <https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>



【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。

※2022年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された情報をご入力ください。

※仮登録完了がメールが届きますので、本登録を完了してください。

【弊社システムに関するお問合わせ】

問合せ先：0120-302-716
通話無料／受付時間 9：00～17：00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

2. ログイン&議決権行使



STEP 1

「株主ポスト」ページへアクセスしてください。



STEP 2

「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

第48回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、本株主総会につきましては、ご来場自粛の検討をお願いしておりますが、株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

ライブ中継は、「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ中継へのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ中継上での議決権行使は行うことはできません。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。事前のご質問につきましては「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」からお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様3問まで、期限は2022年6月17日（金）午後6時までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

ライブ中継サイト：<https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>

ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力の上ご参加ください。

※2022年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。

公開日時：2022年6月6日（月） 午前9時から株主総会終了時まで

事前質問受付期間：2022年6月6日（月）午前9時から6月17日（金）午後6時まで

※ライブ中継は会社法上の株主総会会場ではございませんので、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。

※通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。

株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

第48期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円 総額1,031,921,616円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役森岡誉は2021年9月30日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	(再任)	堤 幸 芳	代表取締役社長	11回/11回
2	(再任)	神 山 隆 志	代表取締役専務	11回/11回
3	(再任)	黒 岩 英 樹	代表取締役専務	11回/11回
4	(再任)	坂 入 尚	取締役	11回/11回
5	(再任)	佐 藤 俊 也	取締役	11回/11回
6	(新任)	島 田 克 美	—	—
7	(再任) (社外) (独立)	青 島 由 雄	社外取締役	11回/11回
8	(再任) (社外) (独立)	阿 部 泰 彦	社外取締役	9回/9回
9	(新任) (社外) (独立)	清 水 郁 夫	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
1	つつみ ゆき よし 堤 幸 芳 (1958年7月3日)	1986年 1 月 当社入社 2000年11 月 当社執行役員 開発事業部長 2002年12 月 当社取締役兼執行役員 開発事業部長 2004年 5 月 当社取締役兼執行役員常務 開発事業部長 2006年 6 月 当社取締役兼執行役員常務 開発事業担当 2007年 4 月 当社取締役兼執行役員常務 開発事業・設計 担当 2007年 7 月 当社取締役兼執行役員専務 開発事業・設計 担当 2014年 6 月 当社代表取締役専務 開発事業・設計担当 2017年 4 月 当社代表取締役副社長 2019年 2 月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 2020年 1 月 当社代表取締役社長 (現任)	145,340株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 堤幸芳氏は、開発事業分野において豊富な経験と実績を有し、また不動産証券化事業についても精通しており、代表取締役として当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
2	かみ やま たか し 神 山 隆 志 (1973年3月22日)	2005年 7 月 株式会社平川カントリークラブ (現 エヌデ ィファクター株式会社) 取締役 2015年 5 月 株式会社平川カントリークラブ (現 エヌデ ィファクター株式会社) 代表取締役社長 2015年 6 月 当社取締役 2019年 4 月 当社代表取締役専務 (現任) 2021年 8 月 エヌディファクター株式会社代表取締役社長 (現任)	14,140株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 神山隆志氏は当社グループ会社において経営を担っており、強いリーダーシップでゴルフ場事業を けん引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有し、当社の取締役に相応しい能力を有して いるため、引き続き取締役候補者となりました。			
3	くろ いわ ひで き 黒 岩 英 樹 (1962年10月5日)	1985年 4 月 当社入社 2005年10 月 当社経理部長 2008年12 月 当社執行役員 経理部長 2014年 6 月 当社取締役兼執行役員 財務・経理担当 2016年 2 月 当社取締役常務兼執行役員 管理部門担当 2017年10 月 当社取締役専務兼執行役員 管理部門担当 2020年 1 月 当社取締役専務 2020年 6 月 当社代表取締役専務 (現任)	44,250株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 黒岩英樹氏は当社グループの経理・財務部門の統括業務に携わり、管理業務全般に関する豊富な経 験を有するとともに、当社取締役に相応しい幅広い見識を有しているため、引き続き取締役候補者 となりました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
4	<p>さか いり たかし 坂 入 尚 (1967年4月5日)</p>	<p>1990年3月 当社入社 2010年10月 当社横浜支店第2営業部長 2013年6月 当社執行役員横浜支店第2営業部長 2014年5月 当社執行役員横浜支店第1営業部長 2014年10月 当社執行役員横浜支店長兼横浜支店第1営業部長 2015年6月 当社取締役兼執行役員 横浜支店長 2019年2月 日神不動産販売株式会社（現 日神不動産株式会社）代表取締役社長（現任） 2020年1月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 日神不動産株式会社 代表取締役社長</p>	9,400株
<p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 坂入尚氏は日神不動産株式会社の代表取締役社長として、主に営業分野において豊富な経験と実績を有することから、当社取締役に相応しい幅広い見識と能力を有しているため、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
5	佐藤俊也 (1958年8月1日)	1977年 4 月 フワ建設株式会社入社 1988年 4 月 当社入社 1990年10 月 日神建設株式会社出向 2002年 7 月 同、設計部長 2004年 5 月 同、取締役設計部長 2007年 4 月 当社設計部長 2011年 6 月 多田建設株式会社 代表取締役専務 2011年 7 月 当社執行役員 設計部長 2014年 6 月 当社取締役 (現任) 2018年 6 月 多田建設株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 多田建設株式会社 代表取締役社長	94,100株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 佐藤俊也氏は、当社において設計業務に長年にわたり携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、多田建設株式会社において代表取締役として経営全般を担い、当社の取締役に相応しい見識と能力を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
6	<p>※ しま だ かつ み 島 田 克 美 (1966年10月16日)</p>	<p>1985年 4 月 凸版印刷株式会社入社 1988年 3 月 当社入社 2009年 5 月 日神住宅流通株式会社（現 日神管財株式 会社）取締役 2016年 4 月 日神管財株式会社 取締役常務 2021年 6 月 日神管財株式会社 代表取締役専務 2021年10 月 日神管財株式会社 代表取締役社長（現 任） (重要な兼職の状況) 日神管財株式会社 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 島田克美氏は、当社グループ会社において代表取締役を務め、グループの事業に関する広範で深い知識・見識を有しており、当社の取締役としてグループ事業の推進に実力を発揮することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>	28,480株
7	<p>あお しま よし お 青 島 由 雄 (1948年2月18日)</p>	<p>1970年 4 月 保松電産株式会社入社 1994年 9 月 同、取締役営業部長 1996年 4 月 同、常務取締役 2000年 4 月 同、専務取締役 2006年 4 月 パナソニックコンシューマーマーケティン グ株式会社 参事 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 青島由雄氏は長年にわたり保松電産株式会社の取締役を務められた経営陣としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に有意義な助言を行っています。豊富な経験からガバナンス強化にも貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	7,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
8	あ べ やす ひこ 阿 部 泰 彦 (1977年3月10日)	2008年 9月 弁護士登録 (東京弁護士会) 2008年 9月 東京グリーン法律事務所 2016年 4月 阿部総合法律事務所 代表 (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 阿部総合法律事務所 代表	一株
	<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>阿部泰彦氏は弁護士として企業法務や業界に精通しており、独立した立場から提言や助言をいただくことで、当社のコンプライアンス強化に寄与していただいていることから、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		
9	※ し みず いく お 清 水 郁 夫 (1954年5月4日)	1978年 4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 2008年 7月 国土交通省 近畿地方整備局 副局長 2011年 4月 一般財団法人 不動産適正取引推進機構 常務理事 2015年 6月 一般社団法人 全国住宅産業協会 専務理事	一株
	<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>清水郁夫氏は官庁での様々な職務を通じ、豊富な経験と当社グループの属する不動産及び建設業界に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待されるため、社外取締役候補者としました。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 青島由雄、阿部泰彦、清水郁夫の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は青島由雄、阿部泰彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、清水郁夫氏につきましても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 青島由雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

5. 阿部泰彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 青島由雄、阿部泰彦、清水郁夫の各氏の選任が承認された場合、当社は青島由雄、阿部泰彦両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、清水郁夫氏とは当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額であります。

【ご参考】

取締役・監査役に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人に特に期待するスキルマトリックスは以下のとおりであります。なお、各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	役職	取締役・監査役に特に期待する分野						
		企業 経営	不動産 建設	イノベー ション	財務 会計	法務 リスクマネ ジメント	人事 労務	E S G サステナ ビリティ
堤幸芳	代表取締役社長	●	●			●		●
神山隆志	代表取締役専務	●	●	●				●
黒岩英樹	代表取締役専務	●	●		●			●
坂入尚	取締役	●	●	●			●	
佐藤俊也	取締役	●	●	●			●	
島田克美	取締役	●	●	●			●	
青島由雄	社外取締役	●		●				●
阿部泰彦	社外取締役					●	●	●
清水郁夫	社外取締役		●	●				●
吉住清隆	常勤監査役					●	●	
藤岡重三郎	監査役				●	●		
小島徹也	社外監査役				●	●		
吉野裕介	社外監査役				●	●		

以上

(添付書類)

事業報告

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、緊急事態宣言が断続的に発出されるなど、厳しい状況が続きました。また、ウクライナ問題などの地政学的なリスクも顕在化し、先行きは不透明な状況が続いております。

不動産業界では、首都圏における2021年度の方譲マンションの供給戸数は前年度より増加し、32,872戸（前年度比13.2%増）となり、2018年度以来の3万戸台となりました（不動産調査機関調べ）。

建設業界で、2021年の全国の受注高は、106兆9,495億円（前年比3.3%増）となりました。公共工事は減少傾向にあり、民間工事は増加傾向となっております（国土交通省 建設工事受注動態統計調査報告）。

こうした中、当社グループの当連結会計年度の売上高は81,465百万円（前期比0.8%増）となり、売上総利益は12,350百万円（前期比4.9%減）、営業利益が5,214百万円（前期比1.0%減）、経常利益が5,017百万円（前期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,522百万円（前期比2.9%増）となりました。

報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

① 不動産事業

不動産販売事業の新築マンションの売上の減少を中古マンション及び不動産証券化事業向けの売上が吸収し、売上高は、32,103百万円（前期比4.5%増）となりましたが、土地及び建築費の高騰により、セグメント利益は2,571百万円（前期比2.9%減）となりました。

② 建設事業

多田建設株式会社の建設受注の進捗につきましては堅調に推移しましたが、建築資材の納品の遅れや予期せぬ地中障害の発生の影響により工程進捗に遅れが生じたため、売上高は35,505百万円（前期比0.7%減）となりました。また、原材料費・労務費の高騰により、セグメント利益は1,608百万円（前期比5.3%減）となりました。

③ 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。

賃貸物件の販売の減少及び賃貸物件の減少により賃貸料収入が減少したため、売上高は13,829百万円（前期比3.5%減）、セグメント利益は1,486百万円（前期比3.7%減）となりました。

④ その他

「その他」は日神ファイナンス株式会社他1社となっております。日神ファイナンス株式会社は、少額の新規貸付を若干行っておりますが、縮小均衡を目指しております。

売上高は27百万円（前期比17.0%増）、セグメント損失は20百万円（前期38百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 株式の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ② 新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(百万円未満切り捨て)

項 目	期 別				
	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期	第48期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高(百万円)	81,502	79,608	82,116	80,815	81,465
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	4,738	4,186	3,949	3,422	3,522
1株当たり当期純利益 (円)	101.01	89.24	84.19	72.97	75.27
総 資 産(百万円)	99,969	103,708	108,503	107,461	114,969
純 資 産(百万円)	51,736	55,380	58,756	61,566	64,132
1株当たり純資産額 (円)	1,100.74	1,177.99	1,249.89	1,309.64	1,370.11

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当連結会計年度より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 対処すべき課題

当社グループの属する不動産・建設業界においては、地価の動向や建設コストの高騰に加え、地政学的リスクが一段と高まったことへの対応等、厳しい経営環境が予想されます。このような状況において当社グループは、2021年4月1日付で「日神グループ 長期ビジョン・中期経営計画」を発表し、初年度が経過しました。

① 長期ビジョン

長期ビジョンでは、グループ各社が独自にかつ連携しながら、「住みやすさ」のみならず、「資産形成」や「投資対象の創出」などの複合的な価値提供を行う「総合不動産・建設業」としてグループの発展を図ってまいります。

数値目標として、2027年3月期を目標に「売上高1,000億円超を安定的に生み出す企業体」を目指します。

② 中期経営計画

中期経営計画は、長期ビジョンを達成するための基盤づくりのための期間と位置付けており、人材の確保・育成が最も重要な課題であると認識しております。

③ グループ一体となったサービス提供体制の強化

長期ビジョン・中期経営計画の達成に向けて、各事業会社の経営資源を持株会社を集め、マンションの用地仕入、企画から建設、販売、物件完成後の管理に加え、物件売却時の仲介や賃貸募集、リノベーション提案などグループで一貫したサービスを高品質で提供する体制を構築します。

また、各事業セグメントにおける重点戦略は次のとおりです。

(イ) 不動産事業

a. 新築マンション分譲事業

ファミリー向けマンションに加え、単身・DINKS向けの開発、特に女性の視点による使いやすさ・デザイン性を重視し、女性購入者の割合の増加を目指します。

更に地価高騰、建設コストの高騰に対処するため、販売効率の良い規模のマンション開発に注力します。

b. 不動産証券化事業

私募REIT向けを中心に賃貸用不動産の開発を推進すると共に、投資顧問業での預かり資産残高1,000億円を目標に、グループ各社の連携、大手上場投資法人との協業を活かしつつ、物件収集力・取得力・運用力を向上させます。

c. 買取再販事業

現在の東京・大阪・名古屋に加え、福岡における事業展開を開始し、中古物件の価格高騰という問題に対応します。

また、年3回の資金回転を目標にしたオペレーションモデルを構築します。

d. 戸建事業

エリアの拡大と3階建てコンパクト住宅や庭付2階建住宅等、地域性を生かした独創性のある戸建の供給を目指します。

(ロ) 建設事業

首都圏、近畿圏に加えて九州営業所・東北営業所での事業展開を強化するとともに、学校・老健施設等の非住宅事業への進出を図ります。

建設資材の価格上昇に対しては、集中購買並びに早期発注システムの推進、また部門分野ごと（電気、設備）のコスト検証を強化します。

技術系職員の確保のため、高卒生を積極的に採用し、かつ長期に亘る研修制度により、早期戦力化を図ります。

また入社年次ごとに於ける技術研修制度も充実させ、戦力の底上げを図りつつ、資格取得促進の会社支援策も強化拡充します。

(ハ) 不動産管理事業

メイン事業である賃貸管理・建物管理において、長期にわたる取引から得た大量データをシステムの向上とAI技術により、業務の省力化を進めます。

地価や建設コストの高止まりが継続することに加え、地政学的リスクが一層顕在化した場合や住宅ローンの金利上昇が顕著となった場合等、長期ビジョン・中期経営計画の達成が困難となる可能性があります。これらの取組みを通して持続した成長を実現できる日神グループを目指してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
日 神 不 動 産 株 式 会 社	480.0百万円	100.0%	分譲マンションの企画・開発・販売
多 田 建 設 株 式 会 社	300.0百万円	100.0%	建築工事、土木工事等
日 神 管 財 株 式 会 社	110.0百万円	100.0%	不動産の売買、賃貸管理、マンション管理、リフォーム等
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	73.0%	投資法人の運営受託等の不動産証券化事業
日 神 住 宅 流 通 株 式 会 社	15.0百万円	100.0%	中古マンションの買取・再販・リノベーション事業
日神ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
株 式 会 社 リ コ ル ド	20.0百万円	70.1%	戸建住宅の開発・販売
株 式 会 社 シ ン コ ー	90.0百万円	100.0% (注)	建築資材のリース

(注) 子会社多田建設株式会社が所有する株式の出資比率を示しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
不 動 産 事 業	分譲マンションの企画・開発・販売、不動産証券化事業向けの物件の開発・販売及び不動産の賃貸を行っております。
建 設 事 業	マンション等の建築に加え、土木工事を行っております。
不 動 産 管 理 事 業	不動産の管理及び賃貸物件の管理等を行っております。
そ の 他	小口の保証業務及び少額に限定した新規貸付のみを行っている日神ファイン ンス株式会社等をその他区分にしております。

(12) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

子会社

名 称	所 在 地
日 神 不 動 産 株 式 会 社	(本 店) 東京都新宿区 (横浜支店) 神奈川県横浜市
多 田 建 設 株 式 会 社	東京都江東区
日 神 管 財 株 式 会 社	東京都新宿区
日神不動産投資顧問株式会社	東京都新宿区
日 神 住 宅 流 通 株 式 会 社	東京都新宿区
日 神 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	東京都新宿区
株 式 会 社 リ コ ル ド	東京都新宿区
株 式 会 社 シ ン コ ー	千葉県印西市

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

報告セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
不動産事業	243 (12)	6
建設事業	287 (41)	2
不動産管理事業	170 (309)	△1
その他	5 (－)	1
全社(共通)	9 (－)	△1
合計	714 (362)	7

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均就労人数を()内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,238,175千円
朝日信用金庫	3,013,441
株式会社横浜銀行	2,603,400
株式会社きらぼし銀行	2,470,600
株式会社三井住友銀行	2,297,768

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 74,000,000株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 46,951,260株 | (自己株式 45,732株を含む) |
| (3) 株主数 | 10,660名 | (自己株式 1名を含む) |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,694,700	7.9
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチユニティズ ファンド	2,850,000	6.1
神 山 和 郎	1,407,180	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,287,400	2.7
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	1,250,000	2.7
住 友 不 動 産 株 式 会 社	997,800	2.1
ゴールドマン サックス インターナショナル	814,595	1.7
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	746,200	1.6
日神グループホールディングス社員持株会	690,134	1.5

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (45,732株) を控除して計算しております。
2. 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が当社株式173,500株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	堤 幸 芳	
代表取締役専務	神 山 隆 志	エヌディファクター株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	黒 岩 英 樹	
取 締 役	坂 入 尚	日神不動産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 俊 也	多田建設株式会社 代表取締役社長
取 締 役	青 島 由 雄	
取 締 役	田 村 仁 人	世紀東急工業株式会社 社外取締役
取 締 役	阿 部 泰 彦	弁護士 阿部総合法律事務所 代表
常 勤 監 査 役	吉 住 清 隆	
監 査 役	藤 岡 重 三 郎	
監 査 役	小 島 徹 也	公認会計士 小島公認会計士事務所 代表
監 査 役	吉 野 裕 介	税理士 税理士法人連合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役 青島由雄、田村仁人、阿部泰彦の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小島徹也、吉野裕介の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小島徹也氏は公認会計士、吉野裕介氏は税理士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 青島由雄、田村仁人、阿部泰彦及び監査役 小島徹也、吉野裕介の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2021年6月25日開催の第47回定時株主総会において阿部泰彦氏は新たに社外取締役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
神山和郎	2021年6月25日	辞任	取締役会長 一般社団法人全国住宅産業協会 名誉会長 エヌディファクター株式会社 代表取締役 日神コーポレーションUSA, INC. 代表取締役社長
森岡誉	2021年9月30日	辞任	取締役 日神管財株式会社 代表取締役

7. 当事業年度末日後の取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
島田克美	新任	取締役	2022年6月24日(予定)
清水郁夫	新任	社外取締役	2022年6月24日(予定)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役青島由雄、田村仁人及び阿部泰彦、社外監査役小島徹也及び吉野裕介の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	85,265 (6,600)	79,300 (6,600)	－ (－)	5,965 (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17,040 (5,700)	17,040 (5,700)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	102,305 (12,300)	96,340 (12,300)	－ (－)	5,965 (－)	11 (5)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。

2. 監査役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
3. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額1,300千円（取締役1,300千円）を含んでおります。
4. 非金銭報酬等は、「株式給付信託（BBT）」制度に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
5. 取締役の支給人員には、2021年6月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役3名を除いております。

ロ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年6月25日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）及び株式報酬により構成し、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとする。

②個人別の報酬の額の決定に関する基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

「基本報酬（固定報酬）」

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月一定の時期に支払うこととする。また、個人別の報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定することとする。

「株式報酬」

当社は、2021年6月25日開催の第47回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみにならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価

値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議いたしました。

株式報酬制度の概要は以下の通りとなります。

- ・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。
- ・具体的には1事業年度当たり20,800ポイント（20,800株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合

役員報酬の種類ごとの割合は、業務執行取締役については基本報酬（固定報酬）をおおよそ90～95%、株式報酬をおおよそ5～10%の割合となるよう制度設計しております。

また、社外取締役ににつきましては、その職責に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

(4) 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役田村仁人氏は世紀東急工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社は世紀東急工業株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役阿部泰彦氏は阿部総合法律事務所の代表であります。なお、当社は阿部総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役小島徹也氏は、小島公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は、小島公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役吉野裕介氏は、税理士法人連合会計事務所の代表社員であります。なお、当社は、税理士法人連合会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 青島 由雄	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。 主に長年にわたる経営者としての見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、経営者の視点より適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役 田村 仁人	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。 主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 阿部 泰彦	2021年6月の就任後に開催された取締役会9回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、弁護士としての専門的見地から適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役 小島 徹也	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 吉野 裕介	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	37,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものとしたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の「取締役会」を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社の取締役と監査役に加え連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門及びグループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
- ③ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(当該体制の運用状況)

取締役会を年11回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、役員会を毎月開催し、加えて当社の取締役がグループ各社の取締役会に出席することにより、経営トップの経営戦略をグループ会社に浸透させました。役員会において各部門及びグループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。

(2) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
- ③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
- ④ 当社の内部監査室が各社のコンプライアンスに関わる事案を集中して受付け、回答することにより、グループ全体の問題点の共有を図る。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

(当該体制の運用状況)

内部監査室が主催して必要なコンプライアンスについて教育及び説明を行い、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上についての取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため四谷地区特殊暴力対策協議会に参加しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役が直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門に対しヒアリングを行う形で、グループ全体を年に1回監査する定期監査と、テーマ毎に全ての部署を監査する特別監査を実施し、業務状況を調査し、問題点の把握、改善点の指摘を行う。
- ② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、危機管理委員会に各子会社の担当責任者（取締役）を加えた「日神グループ危機管理委員会」を設置している。同委員会は、緊急時に該当する部署の担当者を招集し、「危機管理対策会議」を開催でき、この会議において対応方針及び統一見解の決定を行う。具体的には、原因究明、コールセンターの設置、再発防止策の策定、情報開示等を行う。

(当該体制の運用状況)

内部監査室は全ての部署に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。危機管理委員会開催要件に達する事項は発生しなかったため、同委員会による具体的な活動はありませんでした。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- ② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - 株主総会議事録及びその関連資料
 - 取締役会議事録及びその関連資料
 - 役員会議事録及びその関連資料
 - 取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類
 - その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(当該体制の運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報及び文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管しています。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための使用人を置く。
 - ② 監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。
(当該体制の運用状況)
該当する事項はありません。
- (6) **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
 - ② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。
(当該体制の運用状況)
該当する事項はありません。
- (7) **当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
 - ③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
 - ④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
 - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

(当該体制の運用状況)

監査役は、監査役会を11回開催し、当社及びグループ会社の取締役や使用人から必要な報告及び情報提供を受けました。コンプライアンス違反に関する相談・報告の対応にあたっては、相談・通報者の理解を得たうえで、各部署の責任者に報告し早期解決や再発防止に努めました。また、常勤監査役は取締役会及び役員会に参加し、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握しております。監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

(8) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役にしし浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- ② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
- ③ 当社の内部監査室において、当社の各部署と同様に、国内全てのグループ会社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
- ④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

(当該体制の運用状況)

役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略をグループ会社の代表取締役に浸透させました。役員会においてグループ各社は業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。内部監査室は国内全てのグループ会社に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。経理、財務を所管する取締役はグループ各社の経理、財務の内容を日々確認し業務の適正の確保に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。また、配当性向は30%以上を目安としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、22円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	99,581,107	流 動 負 債	27,478,049
現金及び預金	61,302,820	支払手形・工事未払金等	4,218,411
受取手形・完成工事未収入金等	16,344,272	電子記録債務	7,991,480
電子記録債権	662,069	1年内償還予定の社債	88,000
販売用不動産	3,533,277	短期借入金	10,481,426
不動産事業支出金	16,446,116	リース債務	104,290
未成工事支出金	15,284	未払法人税等	700,062
短期貸付金	2,190	賞与引当金	523,157
未収入金	313,702	工事損失引当金	5,905
その他	1,036,435	完成工事補償引当金	203,624
貸倒引当金	△75,060	株主優待引当金	34,136
固 定 資 産	15,388,874	前受入金	571,628
有 形 固 定 資 産	10,847,204	未成工事受入金	706,691
建物及び構築物	5,053,074	預り金	1,235,742
土地	5,425,905	その他	613,492
リース資産	239,541	固 定 負 債	23,359,370
その他	128,683	社債	312,000
無 形 固 定 資 産	74,215	長期借入金	20,975,474
リース資産	39,190	リース債務	155,680
その他	35,025	退職給付に係る負債	1,662,796
投資その他の資産	4,467,454	役員株式給付引当金	20,964
投資有価証券	3,147,859	債務保証損失引当金	2,460
長期貸付金	265,588	その他	229,994
繰延税金資産	446,757	負 債 合 計	50,837,420
その他	662,561	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△55,312	株 主 資 本	63,804,696
資 産 合 計	114,969,982	資 本 金	10,111,411
		資 本 剰 余 金	425,478
		利 益 剰 余 金	53,380,500
		自 己 株 式	△112,694
		その他の包括利益累計額	223,688
		その他有価証券評価差額金	226,354
		退職給付に係る調整累計額	△2,665
		非支配株主持分	104,176
		純 資 産 合 計	64,132,561
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	114,969,982

連結損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	81,465,366
売上原価	69,115,185
売上総利益	12,350,181
販売費及び一般管理費	7,135,756
営業利益	5,214,425
営業外収益	215,109
受取利息及び受取配当金	18,982
保険返戻金	30,535
貸倒引当金戻入額	30,774
株主優待引当金戻入額	8,323
紹介手数料	36,128
その他	90,365
営業外費用	412,084
支払利息	377,591
その他	34,493
経常利益	5,017,449
特別利益	234,679
固定資産売却益	234,679
特別損失	170,150
固定資産除却損	13,680
関係会社清算損	156,470
税金等調整前当期純利益	5,081,978
法人税、住民税及び事業税	1,426,407
法人税等調整額	121,227
当期純利益	3,534,344
非支配株主に帰属する当期純利益	11,668
親会社株主に帰属する当期純利益	3,522,675

連結株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	10,111,411	427,432	50,698,293	△25,395	61,211,742
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			3,832		3,832
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,111,411	427,432	50,702,126	△25,395	61,215,575
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△844,301		△844,301
連結範囲の変更に伴う増減		△1,954			△1,954
親会社株主に帰属する当期純利益			3,522,675		3,522,675
自 己 株 式 の 取 得				△87,298	△87,298
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,954	2,678,374	△87,298	2,589,121
当 期 末 残 高	10,111,411	425,478	53,380,500	△112,694	63,804,696

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	222,660	-	△4,738	217,922	137,095	61,566,759
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						3,832
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	222,660		△4,738	217,922	137,095	61,570,592
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△844,301
連結範囲の変更に伴う増減						△1,954
親会社株主に帰属する当期純利益						3,522,675
自 己 株 式 の 取 得						△87,298
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	3,693	-	2,072	5,766	△32,918	△27,152
当 期 変 動 額 合 計	3,693	-	2,072	5,766	△32,918	2,561,968
当 期 末 残 高	226,354	-	△2,665	223,688	104,176	64,132,561

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 辺 純 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 元

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日神グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉 住 清 隆 ㊟

監 査 役 藤 岡 重三郎 ㊟

社外監査役 小 島 徹 也 ㊟

社外監査役 吉 野 裕 介 ㊟

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,102,902	流 動 負 債	930,358
現金及び預金	23,142,400	支払手形	7,243
不動産事業支出金	189,786	買掛金	59
前払費用	8,228	電子記録債権	13,957
未収収益	109	一年以内返済予定長期借入金	234,756
未収入金	735,094	リース債権	33,801
その他の	33,715	未払金	16,312
貸倒引当金	△6,432	未払費用	8,958
		未払法人税等	472,274
		前受金	102,152
		預り金	4,391
		株主優待引当金	34,136
		その他の	2,313
固 定 資 産	11,229,365	固 定 負 債	2,076,233
有 形 固 定 資 産	6,496,587	長期借入金	1,897,088
建物	3,229,949	長期未払金	36,800
機械装置	3,558	リース債権	44,098
工具器具備品	2,429	退職給付引当金	26,610
土地	3,148,238	役員株式給付引当金	5,965
リース資産	112,412	繰延税金負債	42,464
無 形 固 定 資 産	5,120	長期預り敷	23,205
ソフトウェア	185	負 債 合 計	3,006,592
電話加入権	4,934	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,727,657	株主資本	32,059,710
投資有価証券	343,288	資本剰余金	10,111,411
関係会社株式	1,840,621	資本準備金	426,578
その他の関係会社有価証券	2,217,693	利益剰余金	21,634,414
出資金	1,630	利益準備金	956,686
関係会社長期貸付金	125,033	その他利益剰余金	20,677,727
長期前払費用	45,495	別途積立金	12,000,000
差入保証金	67,337	繰越利益剰余金	8,677,727
保険積立金	10,061	自 己 株 式	△112,694
その他の	96,387	評価・換算差額等	265,966
貸倒引当金	△19,891	その他有価証券評価差額金	265,966
		純 資 産 合 計	32,325,676
資 産 合 計	35,332,268	負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,332,268

損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,327,887
営業収入		
関係会社経営指導料	198,000	
関係会社受取配当金	733,199	931,199
売上高及び営業収益合計		2,259,087
売上原価		927,459
売上総利益		1,331,628
販売費及び一般管理費用	11,207	
営業費用	561,172	572,380
営業利益		759,247
営業外収益		87,779
受取利息及び受取配当金	24,022	
有価証券売却益	28,905	
受取保証料	14,638	
株主優待引当金戻入額	8,323	
その他	11,889	
営業外費用		33,794
支払利息	32,794	
その他	1,000	
経常利益		813,233
特別利益		161,950
固定資産売却益	161,950	
特別損失		170,150
固定資産除却損	13,680	
関係会社清算損	156,470	
税引前当期純利益		805,033
法人税、住民税及び事業税	△138,136	
法人税等調整額	131,458	△6,678
当期純利益		811,711

株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,111,411	426,578	426,578	872,256	12,000,000	8,794,747	21,667,004	△25,395	32,179,599
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△844,301	△844,301		△844,301
利 益 準 備 金 の 積 立				84,430		△84,430	-		-
当 期 純 利 益						811,711	811,711		811,711
自 己 株 式 の 取 得								△87,298	△87,298
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	84,430	-	△117,020	△32,590	△87,298	△119,888
当 期 末 残 高	10,111,411	426,578	426,578	956,686	12,000,000	8,677,727	21,634,414	△112,694	32,059,710

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	207,545	207,545	32,387,145
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△844,301
利 益 準 備 金 の 積 立			-
当 期 純 利 益			811,711
自 己 株 式 の 取 得			△87,298
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	58,420	58,420	58,420
当 期 変 動 額 合 計	58,420	58,420	△61,468
当 期 末 残 高	265,966	265,966	32,325,676

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 辺 純 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 元

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価

する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉 住 清 隆 ㊟

監 査 役 藤 岡 重三郎 ㊟

社外監査役 小 島 徹 也 ㊟

社外監査役 吉 野 裕 介 ㊟

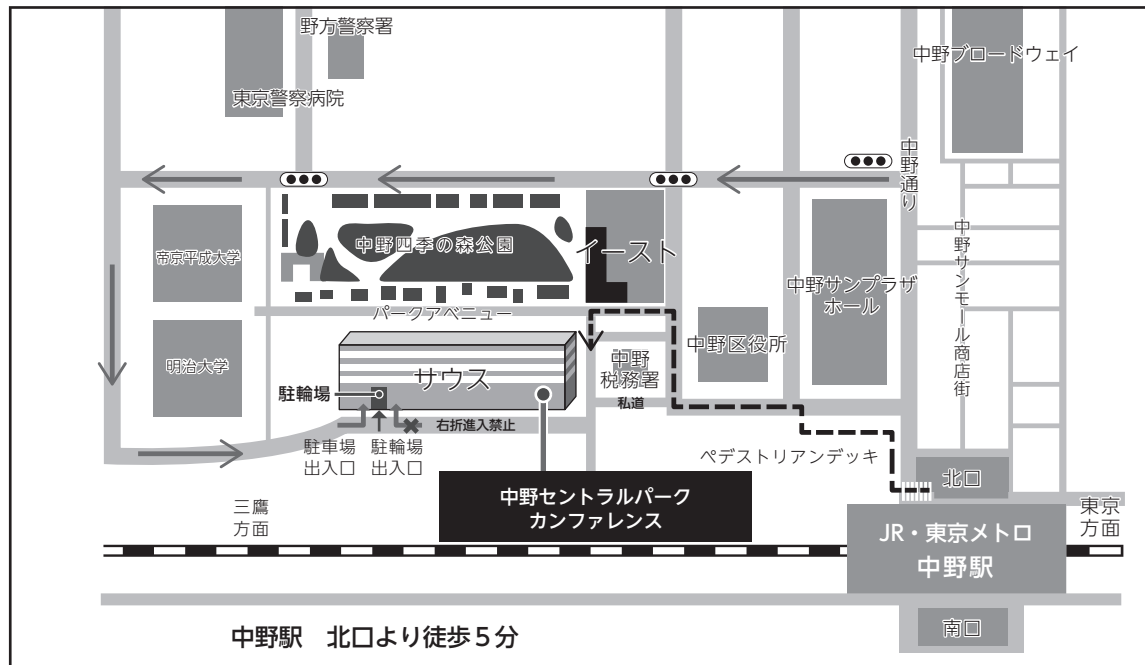
以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

電話 (03) 5942-9080 (代表)



← - - - 徒歩の経路

← 車の経路

※駐車場入口への右折進入はできませんのでご注意ください。

※駐車場・駐輪場のご利用については、別途駐車・駐輪料金がかかります。

<交通機関のご案内>

JR中央・総武線、東京メトロ東西線 「中野」 駅 北口から徒歩5分

株式会社日神グループホールディングス 本社

電話 (03) 5360-2016 (代表)

